



鏡石町公告第 57 号

略式代執行の実施に係る公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等と認められる下記の建築物について、その所有者等が確知できないため、同法第 22 条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 10 日

鏡石町長 木賊 正男



記

1 対象となる特定空家等の概要

- (1) 所在地：岩瀬郡鏡石町久来石 185 番地
- (2) 家屋番号：岩瀬郡鏡石町久来石 185 番の 2
- (3) 用途：居宅
- (4) 構造：木造瓦葺平家建
- (5) 床面積：158.02 平方メートル

2 措置の内容

- (1) 1 の建築物（居宅）の除却及びその支障となる立木の伐採
- (2) 建築物内の動産等の除去

3 命ずるに至った事由

建物が倒壊する恐れが高く、通行人や近隣住民の生命に危険が及ぶ可能性が極めて高いため。

4 措置の期限 令和 7 年 11 月 10 日

期限までに措置が行われないときは、町長又は町長が命じた者若しくは委任したもの（以下「町長等」という。）が 2 の措置を行い、それに要した費用を徴収する。

5 動産等の取扱い

町長等が 2 の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、4 の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、6 の問合せ先に通知すること。

6 問合せ先

岩瀬郡鏡石町不時沼 345 番地
鏡石町都市建設課 都市グループ
電話 0248-62-2116（直通）